

伊勢崎市監査委員告示第 5 号

公 表 書

平成29年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年9月11日

伊勢崎市監査委員	猪 俣 健
同	光 山 喜一郎
同	定 方 英 一

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市水道事業

平成29年度定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

水道局の課及び所管施設

2 監査の日程及び対象

平成29年7月12日（水）

水道庁舎（工務課 給水課 総務課）、西久保配水場、書上浄水場、境下
武士浄水場

3 予算科目

平成28年度水道事業会計

4 監査の概要

（1）予備監査

本監査に先立ち、下記事項を重点に、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

- ア 歳入、歳出予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 工事及び委託契約について
- オ 物品の出納、管理について
- カ 人事関係諸書類の整備状況について

（2）本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、水道局内の課については水道庁舎内において、また、所管施設については抽出により現地に立ち入り外観的な監査をそれぞれの責任者から説明を受けて実施した。

5 監査の結果

業務の状況については、平成28年度において給水戸数及び給水人口ともに前年度に比べ増加しており、年間総配水量は減少したが、有収水量は増加した。また、経理の状況については、前年度に比べ営業費用、営業収益ともに減少し、特に営業費用の減少幅が大きかったことから、営業収支は利益が増加した。これに営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失をそれぞれ加減した結果、平成28年度も純利益を計上し、利益幅も前年度に比べ大きくなった。今後も、引き続き経費節減と事業の効率化に努めるとともに、水道料金等の収納率向上へのより一層の努力を望むものである。

施設改良事業では、整備計画に基づく配水幹線整備、上水道施設整備及び老朽管更新事業を行っているが、今後も施設や設備の老朽化に伴う維持管理費用の増大が見込まれ、さらに厳しい状況になるものと思われる。平成28年度から取り組まれた伊勢崎市水道事業経営戦略の策定にあたっては、十分な検討・協議をされ、中長期的な視点から、今後の水道事業の安定的な経営に役立つ経営戦略等が策定されることを期待するものである。

財務事務処理においては、契約の履行に関する確認漏れや、契約関係書類の不備があった。財務事務処理に関しては慎重かつ確実に行われるべきであり、チェック体制の充実への対策を望むものである。

予備監査の結果を含めた各課・施設における個別の指摘事項は次のとおりである。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

○ 総務課

[事務改善]

契約関係において、単価契約された委託契約で、契約単価と相違する金額で請求され支出しているものや、清掃委託の実施回数が契約どおりに実施されていないものがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○ 工務課

[事務改善]

人事関係において、週休日の振替簿に未記載のものがあった。

契約関係において、監督職員指定通知書等の決裁権者に誤りのあるものや、契約書に必要な書類が未添付のものがあった。決裁の重要性を再認識され、適正な事務処理を望むものである。

○ 給水課

[事務改善]

特になし。

* 境下武士浄水場

[事務改善]

契約関係において、委託契約の仕様書と工程表とで業務の実施時期が相違しているものがあった。適正な事務処理を望むものである。